

千葉県衛生研究所における研究活動及び研究費等に関する不正防止計画

千葉県衛生研究所（以下「研究所」という。）は、千葉県衛生研究所における研究活動及び研究費等の不正防止に関する基本方針（平成28年4月1日施行。以下「基本方針」という。）を推進するため、千葉県衛生研究所における研究活動及び研究費等に関する不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定する。

1 機関内の責任体系の明確化

（1）最高管理責任者

- ①所長は最高管理責任者として研究所を総括し、研究活動の公正性の確保及び県費を含めた研究費等（以下「研究費等」という。）の運営・管理について最終責任を負う。
- ②最高管理責任者は、不正を誘発する要因を排除し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るための措置を別途定める。

（2）統括管理責任者

- ①次長のうち服務を所掌する者（以下「事務次長」という。）は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- ②統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を総括する責任者として基本方針に基づき機関全体の具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに最高管理責任者に実施状況を報告する。

（3）コンプライアンス推進責任者

- ①次長のうち前項に規定する以外の者（以下「技術次長」という。）は、コンプライアンス推進責任者として研究所全体におけるコンプライアンス教育及び研究費の執行・管理を総括し、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- ②コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて研究者及び研究事務担当者（以下「研究者等」という。）で構成される作業部会を招集し、モニタリングや改善指導等の業務を行わせることができる。

（4）コンプライアンス推進副責任者

- ①研究所の各室及び各課の長は、コンプライアンス推進副責任者としてコンプライアンス推進責任者を補佐し、自己の管理監督する部署における研究費等の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- ②コンプライアンス推進副責任者は、自己の管理監督する部署における不正防止対策を実施し、実施状況をコンプライアンス推進責任者に報告する。
- ③コンプライアンス推進副責任者は、自己の管理監督する部署の研究者等が適切に研究費等の管理・執行を行っていることを定期的に調査（以下「モニタリ

ング」という。)し、必要に応じて改善を指導する。

④コンプライアンス推進副責任者は、防止計画推進部門と協力して自己の管理監督する部署において不正防止計画を着実に実施する。

(5) 研究倫理教育責任者

技術次長は研究倫理教育責任者を務め、研究者等に定期的に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理に関する知識を定着・更新させる。

(6) 経費管理責任者

①総務室長は、経費管理責任者として研究費等の管理、諸手続き及び適正な使用の確保等の事務等を適正に実施する。

②経費管理責任者は、前規定の研究費等の事務処理を担当させるため、総務室員の中から経費管理担当者を選任する。

(7) 内部監査担当者

技術次長は内部監査担当者として、研究費等の執行状況に関して内部監査を行う。

(8) 防止計画推進部門

企画・精度管理室の担当者は防止計画推進部門として、不正防止に関する研究所全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認する。

(9) 作業部会

①作業部会員は研究者等の中からコンプライアンス推進責任者が選定する。

②作業部会は、コンプライアンス推進副責任者からのモニタリング実施状況報告を検討し、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者に改善指導を行うとともに、コンプライアンス推進責任者に状況報告を行う。

③作業部会は、コンプライアンス推進副責任者及び研究者等からの研究活動の公正性の確保及び研究費等の運営・管理に関する相談に適宜応じるものとする。

2 適正な運営管理の基礎となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

①最高管理責任者は、研究活動及び研究費等の適正な運営・管理を行うためにルールを体系的に整備し、研究者等への周知徹底を図る。

②最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握・分析し、不正防止計画を実施するための具体的な行動を別表のとおり定める。

③最高管理責任者は、研究者等の行動規範を別途定める。

(2) 研究者等の意識向上

①研究倫理教育責任者は、研究者等に対する研究者倫理等の教育訓練や説明会・啓発活動等を実施し、各種規程の周知徹底を図る。

②研究者等は、研究活動及び研究費等の適正な運営・管理を適切に実施するために、不正を行わない旨等を記載した誓約書を提出する。

(3) 不正防止計画の見直し

最高管理責任者は、不正防止計画を実施してその進捗状況を確認するとともに、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。

3 研究活動の公正性の確保

(1) 研究者等の責務

①研究者等は、研究活動の正当性の証明手段及び第三者による検証可能性の確保に努める。

②研究者等は、学会発表または論文等を投稿する際には、研究が科学的に適正な方法と手続きに則って実施され、適切な表現で記述されていることを確認する。

(2) コンプライアンス推進副責任者の責務

コンプライアンス推進副責任者は、研究者等が学会発表または論文等を投稿する際は、ねつ造、改ざん及び盗用などの特定不正行為、二重投稿、不適切なオーサーシップ（実質的に貢献のない人を著者に加えること）、無用な出版（サラム出版と呼ばれ本来なら一編の論文で報告できる内容を小分けにして報告し論文数を増やすこと）を疑われる可能性について評価・確認する。

4 研究費等の適正な運営・管理

(1) 経理管理担当者の責務

①経理管理担当者は、研究計画と執行状況を把握し、研究者等と連絡を密にとり、計画的な執行を行うよう指導する。

②経理管理担当者は業者に対して、不正防止に関する各種法令・規則、ガイドライン、規程、及び研究所の基本方針・ルール等について十分な周知徹底を図る。

③経理管理担当者は支払決定事務を担当し、最高管理責任者の決裁を受けた後に支払いを遂行する。

(2) 経費管理責任者の責務

①経費管理責任者は、物品購入の発注・検収・納品業務の担当者を定め、研究者と業者との不正な取引の発生を防止する。

②経費管理責任者は、研究費等で雇い入れた日々雇用職員等の雇用及び出勤状況を厳密に確認し、適切な謝金の支払いを行う。

③経費管理責任者は、旅費の支払にあたっては、出張の事実を確認できる書類等により厳密に確認する。

- ④経費管理責任者は、不正な取引に関与した業者への対応については、「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」により取り扱う。

5 不正に対する対応

(1) 不正の調査等

- ①最高管理責任者は、研究活動及び研究費等の不正に関する申立等の受付窓口を設置する。
- ②最高管理責任者は、研究活動及び研究費等の不正の疑義が生じたときの調査手続き及び調査方法を別途定める。

(2) 公表

- ①最高管理責任者は、不正が認定された場合の調査結果の公表や措置について別途定める。
- ②最高管理責任者は、不正への取組に関する研究所等の方針等を外部に公表する。

6 不正防止計画の実施状況の確認

(1) モニタリングの実施

- ①不正防止計画が適切に実行されていることを確認するために、コンプライアンス推進副責任者による実効性のあるモニタリングを実施する。
- ②モニタリングの内容については作業部会で検討し、必要に応じて改善指導することで不正防止計画の推進を図る。

(2) 内部監査制度

- ①研究費等の適正な運営・管理のため、毎年度定期的に内部監査を実施する。
- ②内部監査は、経理的側面、不正発生防止のための体制や業務の有効性及び効率性に関して行う。

7 附則

この不正防止計画は、平成28年4月1日から施行する。

この不正防止計画は、平成30年9月13日から施行する。

別表

不正の発生要因	対応する不正防止計画	具体的行動
不明確な責任体制	1. 機関内の責任体制の明確化	・責任体制の明確化
ルール、規程等の理解不足	2. 適正な運営管理の基礎となる環境の整備 (1) ルールの明確化・統一化	・ルールの体系的な整備及び職員等への周知徹底
関係者のコンプライアンスに対する意識の低下	2. 適正な運営管理の基礎となる環境の整備 (2) 関係者の意識向上	・研究者等に対する研究者倫理等の教育訓練や説明会・啓発活動等の実施 ・研究者等に対し、不正を行わない旨を記載した誓約書の提出義務化 ・研究者等に対する行動規範の制定
研究データの不十分な取扱い	4. 研究活動の公正性の確保 (1) (2)	・研究活動の正当性の証明手段及び第三者による検証可能性の確保の徹底 ・研究活動の公表に関するルールの制定
研究活動に必要な作法の理解不足	4. 研究活動の公正性の確保 (3) (4)	・定期的な研究活動のモニタリングの実施
発注状況の把握が不十分	5. 研究費等の適正な運営・管理 (1)	・研究費の執行状況の把握と指導
取引業者の理解不足	5. 研究費等の適正な運営・管理 (2)	・業者に対しルール、規程等の周知徹底
納品の事実確認が不十分	5. 研究費等の適正な運営・管理 (3)	・発注、検収、納品業務担当者の決定
勤務実態の把握が不十分	5. 研究費等の適正な運営・管理 (4)	・出勤状況を厳密に確認 (研究費等による雇用)
旅行事実のないカラ出張及び水増し請求	5. 研究費等の適正な運営・管理 (5)	・出張の事実を証拠書類等により厳密に確認
不正に関する通報窓口・手続きが不明	6. 情報発信・共有化の推進 (1) (2)	・不正に関する申立て窓口を定め、研究者等へ周知する ・調査手続き、調査方法を定める
内部監査の体制が整備されていない	7. モニタリングの実施 (1) (2)	・モニタリング及び監査体制の整備 ・定期的に内部監査を実施する